

平成 23 年 12 月 7 日

要望項目等に関する最終整理案
[地方税]

【固定資産税、都市計画税関係】
(他税目に共通するものを含む)

固定資産税の負担調整措置等の見直し（案）

（要望にない項目等－10、農水要望－11、国交要望－21、22）

○ 土地に係る固定資産税の負担調整措置

平成24年度から平成26年度までの土地に係る固定資産税の負担調整措置について、次のとおりとする。

(1) 商業地等

イ 負担水準が70%を超える商業地等については、当該年度の評価額の70%を課税標準額とする措置を継続する。

ロ 負担水準が60%以上70%以下の商業地等については、前年度の課税標準額を据え置く措置を継続する。

ハ 負担水準が60%未満の商業地等については、前年度の課税標準額に当該年度の評価額の5%を加えた額を課税標準額とする措置を継続する。ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする措置も継続する。

ニ 課税標準額の上限である評価額の70%の場合に算定される税額から、地方自治体の条例の定めるところにより、当該年度の評価額の60%から70%の範囲で条例で定める割合により算定される税額まで、一律に減額することができる措置を継続する。

(2) 住宅用地

イ 前年度の課税標準額が当該年度の評価額に住宅用地特例割合（6分の1又は3分の1）を乗じて得た額（以下「本則課税標準額」という。）以下の住宅用地については、前年度の課税標準額に、本則課税標準額の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額

が、本則課税標準額を上回る場合には本則課税標準額とし、本則課税標準額の 20%を下回る場合には 20%相当額とする。

ロ ただし、経過的な措置として、平成 24 年度及び平成 25 年度については、次の措置を講ずる。

(イ) 負担水準が 90%以上の住宅用地については、前年度の課税標準額を据え置く。

(ロ) 負担水準が 90%未満の住宅用地については、前年度の課税標準額に、本則課税標準額の 5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額が、本則課税標準額の 90%を上回る場合には 90%相当額とし、本則課税標準額の 20%を下回る場合には 20%相当額とする。

(3) 据置年度において地価が下落している場合に簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を、平成 25 年度及び平成 26 年度も継続する。

(4) 商業地等及び住宅用地に係る固定資産税について、地方自治体の条例の定めるところにより、税額が前年度税額（前年度に条例減額制度が適用されている場合には、減額後の税額）に 1.1 以上で条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合には、当該超える額に相当する額を減額することができる措置を継続する。

(5) 農地

イ 一般農地及び一般市街化区域農地については、現行と同様の負担調整措置を継続する。

ロ 特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとする措置を継続する。

- 土地に係る都市計画税の負担調整措置
固定資産税の改正に伴う所要の改正を行う。

【検討事項】

- 固定資産税については、住民や企業などの負担感に配慮するとともに、地方財政の根幹をなす税目であることや、いわゆるバブル期から現在までの地価の動向等社会経済情勢の変化を踏まえ、その間に実施された土地評価方法の変更や負担軽減措置等の制度改正の点検を行い、平成 27 年度の評価替えまでに、公平性、合理性、妥当性等の観点から総合的な検討を行う。また、不動産取得税についても、同様の検討を行う。

固定資産税・都市計画税（案）

【延長・拡充等】

（内閣官房－１）

- 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に係る避難等の指示が解除されていない区域のうち、各年度において市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税を免除する措置について、平成 25 年度以後当分の間の措置とする（現行平成 23 年度及び平成 24 年度のみ）。

（内閣官房－１）

- 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に係る前年度の課税免除の対象区域であって新たに課税免除の対象外となる区域のうち市町村長が指定する区域内の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、次の措置を講ずる。
 - (1) 減額対象期間を課税免除の対象外となってから原則 3 年度分（現行単年度分）に延長する。
 - (2) 平成 25 年度以後当分の間、各年度において新たに課税免除の対象外となる区域に係る措置とする（現行平成 24 年度のみ）。

（経産要望－27、農水要望－13、環境要望－7）

- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスに限る。）を電気に変換する一定の設備で同法に規定する認定を

受けたものを取得する場合における当該設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の3分の2とする措置を2年間講ずる。

(国交要望－2)

- 鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設等を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の5年間価格の3分の2とする措置を2年間講ずる。

(文科要望－1)

- 図書館、博物館及び幼稚園に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、対象に特例民法法人から一般社団法人又は一般財団法人に移行した法人（非営利型法人であって、遊休財産額が一定の基準を満たすもののうち、年間収入額5,000万円以下のものに限る。）が設置する図書館、博物館及び幼稚園を追加する。

(厚労要望－17)

- 老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、対象となる事業に複合型サービス福祉事業を追加するとともに、老人居宅介護等事業に定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る事業を

追加する。

(国交要望－16)

- 関西国際空港株式会社が所有し、又は関西国際空港用地造成株式会社から借り受ける固定資産のうち、直接本来の事業の用に供する一定の施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象を新関西国際空港株式会社が所有し、又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する指定会社から借り受ける固定資産のうち、直接本来の事業の用に供する一定の施設及び環境対策事業の用に供する一定の土地とする。

(国交要望－17、国交見直し－4)

- 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社が所有し又は借り受けている固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を5年延長する。

(1) 対象となる鉄道施設の貸し付けを行う法人から借り受ける固定資産に変電所を追加する。

(2) 対象から旅客自動車運送事業の用に供する固定資産を除外する。

なお、各会社の経営状況や株式上場の動向を勘案し、今後、必要な見直しを行う。

(国交要望－18)

- 国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を価格の18分の1（現行15分の1）とした上、その適用期限を3年延

長する。

(農水要望－6)

- 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律の認定を受けた事業者が取得する一定のバイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

(国交要望－27)

- 特定都市河川浸水被害対策法に基づき都道府県知事等の許可を要する雨水浸透阻害行為に伴い設置される一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、価格に次の割合を乗じて得た額を課税標準とした上、その適用期限を3年延長する。
 - (1) 大臣配分資産又は知事配分資産 3分の2
 - (2) その他の資産 3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

(国交要望－33)

- 国鉄改革により北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社が承継した本来事業用固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。なお、各会社の経営状況や株式上場の動向を勘案し、今後、必要な見直しを行う。

(国交要望－38)

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再

構築事業を実施する路線において取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

(国交要望－41)

- 国内路線に就航する航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

(要望にない項目等－10、国交要望－51、環境要望－9)

- 認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長する。

(要望にない項目等－10、国交要望－52、厚労要望－32)

- 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長する。

【廃止・縮減等】

(厚労見直し－1)

- 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、無料又は低額利用に係る入所者の割合の算定方法の見直しを行う。

(国交要望－18)

- 外国貿易船に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標

準を価格の6分の1（現行10分の1）とする。

（国交要望－24、25、国交見直し－2）

- 三大都市圏の特定市の市街化区域農地を転用して新築した一定の貸家住宅及びその敷地に係る固定資産税の減額措置について、第一種中高層耐火建築物である貸家住宅に係る減額割合を最初の3年間3分の2減額、その後2年間2分の1減額（現行最初の5年間3分の2減額）とした上、その適用期限を3年延長する。

（国交要望－36）

- 日本貨物鉄道株式会社が取得する新たに製造された一定の機関車又はコンテナ貨車に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象資産を限定した上、その適用期限を2年延長する。

（国交要望－42）

- 成田国際空港株式会社がその事業の用に供する一定の施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準を価格の5分の4（現行4分の3）とした上、その適用期限を2年延長する。

（環境要望－4、10、環境見直し－1、経産要望－28、厚労要望－20、国交要望－28、農水要望－20、21）

- 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を2年（(3)にあっては3年）延長する。

(1) 対象から土壤汚染対策法に規定する特定有害物質による汚染を除

去するための施設を除外する。

(2) 指定物質の排出抑制施設については、対象にフッ素系溶剤に係る活性炭利用吸着式処理装置を含むドライクリーニング機を追加した上、課税標準を価格の2分の1（現行3分の1）とする。

(3) 下水道除害施設については、価格に次の割合を乗じて得た額を課税標準とする。

イ 大臣配分資産又は知事配分資産 4分の3

ロ その他の資産 4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

（国交要望－40）

- 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に規定する指定会社等が国の補助又は無利子貸付けを受けて取得した一定のコンテナ埠頭に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長した上、廃止する。

（国交要望－34）

- 日本貨物鉄道株式会社が旧日本国有鉄道清算事業団又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から基盤整備事業によって取得した家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、所要の経過措置を講じた上、廃止する。

（国交要望－35）

- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の用地内の日本貨物鉄道株式会社の施設の移転が終了するまでの間、同機構が同社に無償で貸

し付けている土地に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、所要の経過措置を講じた上、廃止する。

(国交要望－37)

- 第三セクターが政府の補助を受けて取得し、日本貨物鉄道株式会社が借り受ける鉄道貨物輸送の効率化のための線路設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、所要の経過措置を講じた上、廃止する。

(環境見直し－2、3、農水見直し－1、経産見直し－1)

- 廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。

【その他】

(国交要望－53、厚労要望－30)

- 観光立国の観点から重要な役割を果たすホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産評価の見直しについて、現在実施している実態調査等の結果を踏まえ、家屋類型間の減価状況のバランスも考慮の上、具体的な検討を進め、平成27年度の評価替えにおいて対応する。

(要望にない項目等－5)

- 都道府県固定資産評価審議会の委員定数について、その上限（現行12人以内）を廃止する。

【検討事項】

(要望にない項目等－6、7)

- 事業仕分け対象独立行政法人に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置並びに独立行政法人水資源機構がダムの用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の見直しについて、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえた独立行政法人の制度・組織の見直しの結果に沿って、平成25年度税制改正において検討を行う。

(要望にない項目等－10、国交要望－51、52、厚労要望－32、環境要望－9)

- 新築住宅等に係る固定資産税の減額措置については、住宅ストックが量的に充足している現状を踏まえ、住宅の質の向上を図る政策への転換、適正なコストによる良質な住宅の取得等の住宅政策の観点から、平成26年度税制改正までに、社会経済の情勢を踏まえつつ、他の税目も含めた住宅税制の体系と税制上支援すべき住宅への重点化等そのあり方を検討する。